

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年4月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200709号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300001号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年12月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成23年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務している期間のうち、平成23年12月に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与(20万6,000円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(20万6,000円)より低い標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿からは賞与支給日が判明せず、このほかにこれを確認できる資料がないところ、B社の経理・社会保険担当者が賞与は月末支給であ

る旨陳述していることから、平成 23 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 12 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 12 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200710号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300002号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年12月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成23年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務している期間のうち、平成23年12月に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与(20万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿からは賞与支給日が判明せず、このほかこれを確認できる資料がないところ、B社の経理・社会保険担当者が賞与は月末支給である旨陳述していることから、平成23年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年12月14日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200711号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300003号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年12月31日の標準賞与額を9万5,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務している期間のうち、平成23年12月に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与(9万5,000円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(9万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿からは賞与支給日が判明せず、このほかこれを確認できる資料がないところ、B社の経理・社会保険担当者が賞与は月末支給である旨陳述していることから、平成23年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年12月14日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年12月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、

当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200712号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300004号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年12月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成23年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務している期間のうち、平成23年12月に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与(20万6,000円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(20万6,000円)より低い標準賞与額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿からは賞与支給日が判明せず、このほかこれを確認できる資料がないところ、B社の経理・社会保険担当者が賞与は月末支給であ

る旨陳述していることから、平成 23 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 12 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 12 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200824号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300005号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年12月31日の標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務している期間のうち、平成23年12月に支給された賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者の平成23年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「源泉徴収簿」という。)により、請求者は、請求期間において同社から賞与(10万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(10万円)より低い標準賞与額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、源泉徴収簿からは賞与支給日が判明せず、このほかこれを確認できる資料がないところ、B社の経理・社会保険担当者が賞与は月末支給であ

る旨陳述していることから、平成 23 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 12 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年 12 月 31 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。